## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人久保田昭夫及び同村野信夫が連名で差し出した控訴趣 意書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、 次のように判断をする。

論旨二について

本件犯行の現場が終日駐停車禁止区域内の地点であることは、所論の指摘するとおりであるが原判決がか<要旨>かげている証拠によれば、右現場は駐停車禁止区域 内の地点であるとはいうものの、右区域の終点に当つて〈/要旨〉いる交差点のすぐ前 方であり、僅かに前進して右交差点を越えさえすれば、極めて容易に、午後八時以 後は駐停車禁止を解除されている区域内に入ることができることが明らかであるか ら、このような場合には、タクシー運転者は、タクシー業の公共性にかんがみ、た とえ、乗車の申込みを受けた場所がたまたま駐停車禁止区域内の地点であり、従つ て、その場で直ちに客を乗車させることはできないとしても、右乗車の申込みに応 じ、乗客を誘導して駐停車が禁止されていない区域内に入つた上、これを乗車させ るのが相当であり、乗車の申込みを受けた場所がたまたま駐停車禁止区域内の地点 であるという一事により、その運送の引受けを拒絶することは許されないものと解 すべきである。又道路運送法第一五条第七号、自動車運送事業等運輸規則(昭和三 一年運輸省令第四四号)第一三条によれば、一般乗合旅客自動車運送事業者は泥酔 した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのある者 の運送の引受又継続を拒絶しなければならないとされているが、右は道路運送法第 三条第二項第一号にいわゆる一般乗合旅客自動車運送事業、すなわち路線を定めて 定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般自動車運送事業に関するもの であり、タクシー業者は同法第三条第二項第三号にいわゆる一般乗用旅客自動車運 送事業、すなわち一個の契約により乗車定員一〇人以下の自動車を貸し切つて旅客 を運送する一般自動車運送事業であるから、右規定はタクシー業者に対しては適用 がないものというべきである。

従つて、被告人が乗車を拒絶したのは正当事由によるものであるとする論旨は理 由がない。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 加納駿平 判事 河本文夫 判事 清水春三)